

IASB 公開草案「認識の中止」のコメント検討について（案）

1. 背景

IASB は、金融資産及び金融負債の認識の中止に関する公開草案（ED）「認識の中止」（derecognition）を 2009 年 3 月 31 日公表し、7 月 31 日までコメントを募集している。ED は、どのような条件を満たした場合に、財政状態計算書で一旦認識された金融資産及び金融負債の認識を中止するか（オフバランス化するか）に関して新たなアプローチを提案するものである¹。

IASB 及び FASB は、2006 年 2 月、認識の中止を MoU 項目として位置付け、2008 年までに何らかのデュー・プロセス文書を公表することを念頭に当初作業を行っていたが、昨今の金融危機の影響を受けて、IASB は作業を加速化させ、ディスカッション・ペーパーの公表を経ないで、直接、今回の ED 公表に至った²。

2. 目的及び今後の進め方

認識の中止が IASB と FASB の MoU 項目の一つとして位置付けられている重要なプロジェクトであることに鑑みれば、「東京合意」の趣旨も踏まえ、当委員会において ED の内容を検討のうえコメント対応を行うことが適当と考えられる。

なお、ED は、金融資産及び金融負債の認識の中止について定めている IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」の改正として提案されている。また、我が国においても、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」の中で認識中止の条件が定められている。

このため、ED へのコメント対応を金融商品専門委員会で行うことも一案ではあるが、① IASB において、認識の中止は、連結と合わせて金融危機対応の一環としてオフバランスシート活動のリスクに関する会計基準の包括的な見直しのためのプロジェクトとして位置付けられており、金融商品の現行基準の見直しに関するプロジェクトとは別個のプロジェクトとして進められていること、②当委員会が 2 月に公表した「連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点の整理」の検討過程において、連結の範囲と関連させて議論すべきといった意見もあったことから、IASB の連結 ED に対するコメント対応を行った特別目的会社専門委員会で検討を行うことが効率的と考えられる。

3. 作業計画（案）

特別目的会社専門委員会で 2009 年 7 月 31 日までにコメントを作成し、IASB に対して送付する。

以上

¹ 例えば、現金と引き換えに金融資産を第三者に譲渡（transfer）したが、譲渡人が譲渡資産に対してコール・オプションといった何らかの関与を引き続き有している場合など、単純な売却（売り切り）ではない金融資産の譲渡を、①資産の売却（売買取引）とみなすのか、②資産を担保とする借入（金融取引）とみなすのかに関する判断基準を示している。

² 一方、FASB は、金融危機を受けた短期的な対応として、SFAS 第 140 号「金融資産の譲渡及びサービス業務並びに負債の消滅に関する会計処理」の改正作業中である。